

11月は児童虐待防止推進月間 (一面つづき)

早期発見・再発防止には地域の協力が必要です

ちょっとした「声かけ」「気づき」で子どもを虐待から救えます。子どもからのサインを見落としていませんか。

- 不自然な傷や打撲のあと
- 表情が乏しい
- 親を避けようとする
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

子どものSOSに気づいたらまず連絡を

子どもは自ら上手に助けを求めることができない場合があります。あなたのまわりに虐待を受けたと思われる子どもがいたり、その疑いがある場合は迷わずご連絡ください(表1)。

表1

江東区こどもの虐待ホットライン (南砂子ども家庭支援センター) (月～土曜9:00～18:00)	☎3646-5481 (サブロウシロウゴヨウハイチバン)
子ども家庭支援課養育支援係 (区役所3階15番) (月～金曜8:30～17:00)	☎3647-4408
児童相談所全国共通ダイヤル (24時間対応)	☎189 (イチハヤク)

表2

子ども家庭支援センター 相談専用電話 (月～土曜9:00～18:00) ※有明・住吉は日曜も実施	南砂(南砂3-14-1-101)	☎5617-7772
	東陽(東陽3-1-2)	☎5665-4017
	深川北(高橋14-6)	☎5600-8708
	大島(大島4-1-37)	☎5836-1625
	豊洲(豊洲5-5-1-201)	☎3536-7682
	有明(有明2-1-8-101)	☎5962-4118
	亀戸(亀戸6-31-26)	☎3683-1103
保健相談所 (月～金曜9:00～17:00)	住吉(住吉1-9-8)	☎5600-3882
	城東(大島3-1-3)	☎3637-6521
	深川(白河3-4-3-301)	☎3641-1181
	深川南部(枝川1-8-15-102)	☎5632-2291
	城東南部(南砂4-3-10)	☎5606-5001

子育てに不安があるときや子育てがつらいと感じたときには相談を

子育てについて不安があるとき、自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、この子の行動が気に入らない、この子がいなかったらなどと自分を追いつめてしまっていないですか。そんなときは、専門の相談先にご連絡ください(表2)。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して緊急支援給付金事業を実施します。



◀詳細はこちら(区ホームページ)

①住民税非課税世帯

給付対象

基準日(令和4年9/30)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)。

申請方法

- 令和4年1/2以降の転入者がいない世帯
区から対象世帯の世帯主に対して、11/2(水)以降に申請書等を発送します。要件を確認のうえ、郵送で提出してください。
- 令和4年1/2以降の転入者がいる世帯
区から対象となり得る世帯の世帯主に対して、11/8(火)以降に申請書等を発送します。給付対象ではない世帯にも届きますので、給付対象となる場合のみ、郵送で提出してください。



送付される封筒

②家計急変世帯

給付対象

①の給付金の対象外であるが、予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。詳細は区ホームページをご覧ください。

申請方法

区ホームページから申請書類を入手し、その他必要書類とともに、〒135-8383区役所生活支援臨時特別給付金担当へ郵送※区ホームページからの申請書類の入手が困難な方は、江東区価格高騰緊急支援給付金コールセンターへご連絡ください。

申請受付開始日

11/2(水)

※配偶者やその他の親族などからの暴力を理由に避難している方については、独立した世帯とみなします。詳細は区ホームページをご覧ください。

申請期限

令和5年1/31(火)必着

申請書の提出はお早めに

令和5年1/31(火)までに申請書が提出されない場合は、給付金を受け取ることができなくなります。お早めに提出してください。

給付額

1世帯につき5万円
(①と②の重複はできません)

受給権者

給付対象世帯の世帯主の方

支給方法

原則として申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振込を行います。申請から振込までは1か月程度かかります。

お問い合わせ

江東区価格高騰緊急支援給付金コールセンター
☎0120-400-185
受付時間 8:30～18:00
※土・日曜、祝日、12/29(木)～令和5年1/3(火)を除く
※11月のみ土・日曜、祝日も開設

内閣府のコールセンター

☎0120-526-145
受付時間 9:00～20:00
※土・日曜、祝日、12/29(木)～令和5年1/3(火)を除く

給付金の支給等を装った詐欺に注意

ご自宅に区から問い合わせをすることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作や手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。給付金の支給等を装った「振り込め詐欺等」にご注意ください。